

各種貸付金制度一覧 ※制度の詳細は、各窓口等にお問合せください。

令和5年8月1日現在

制度名	越谷市入学準備金貸付制度	日本学生支援機構貸与奨学金	国の教育ローン	生活福祉資金	埼玉県高等学校等奨学金制度	母子・父子・寡婦福祉資金
問合せ先	越谷市教育委員会 教育総務課 Tel.048-963-9280	日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel.0570-666-301	株式会社 日本政策金融公庫 Tel.0570-008656	越谷市社会福祉協議会 生活支援課 Tel.048-966-2251	埼玉県教育局 財務課 授業料・奨学金担当 Tel.048-822-5670	越谷市 子ども福祉課 Tel.048-963-9166
貸付対象者	進学する生徒の保護者	就学する者	就学する者の保護者	就学する者	就学する者	母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の子など
貸付額 (入学準備金)	【高校等】 50万円以内（公立の場合30万円以内） 【大学等】 80万円以内	—	※下記に含まれる	50万円以内	【公立高校】 50,000円又は100,000円 【私立高校】 100,000円又は250,000円	進学先により貸付限度額に変動あり
貸付額 (奨学金等)	—	第一種（無利子）または第二種（有利子）により変動あり	子ども1人あたり350万円以内 ※一定の要件に該当する場合、450万円以内	【高等学校】 月額35,000円以内 【専修学校】 月額60,000円以内 【大学】 月額65,000円以内 ※特に必要と認める場合、上記額の1.5倍まで貸付	【公立高校】 ①月額15,000円 ②月額20,000円 ③月額25,000円 【私立高校】 ①月額20,000円 ②月額30,000円 ③月額40,000円	※上記同様
貸付条件等	・同一世帯全員の市県民税の完納 ・世帯の所得基準あり	学力基準及び家計維持者の収入・所得制限あり	世帯所得上限制限あり	世帯所得上限制限あり	世帯の住民税所得割額上限あり	原則なし ※該当する方のみ、所得制限あり
連帯保証人等の有無	連帯保証人1名	【第二種】 日本国際教育支援教育による保証or連帯保証人1名及び保証人1名	教育資金融資保証基金による保証or4親等以内の親族	世帯の生計中心者が連帯借受人	不要 ※戸籍上のすべての親権者の同意と銀行窓口に伴する戸籍上の親権者の署名・本人確認必要	子が連帯借受人 ※子本人が借りる場合、母又は父を連帯保証人
貸付利率	無利子	【第二種】有利子	有利子（固定金利）	無利子	無利子	無利子
他奨学金との併用	併用可能	併用可能	併用可能	他制度優先	併用可能	日本学生支援機構からの奨学金の貸与月額と修学資金の貸付限度額との差額を限度
申請方法	申請期限あり (10月及び1月) ※窓口にて	予約採用と在学採用あり	随時受付 ※申請から貸付の決定まで概ね2~3か月	随時受付	申請期限あり	随時受付 ※申請から資金の交付まで1~2か月程度かかる

返済不要の給付金等（高等学校等向け）

※下記内容の問合せは、埼玉県へ
公立：埼玉県財務課 授業料・奨学金担当 TEL048-822-5670
私立：埼玉県学事課 高等学校担当「学費軽減ヘルプデスク」

令和5年8月1日現在

TEL048-830-2725

国・県の制度（高等学校等向け）

1. 高等学校等就学支援金制度

【制度概要】教育費負担軽減のため、授業料相当額を支給する制度

【受給資格】高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する生徒

【支給額】（1）公立学校 年額11万8,800円 （2）私立高校等 所得に応じた支給額（最大年額39万6,000円）

【支給方法】学校設置者が受け取り、授業料に充てる。

【申請方法】在学期に申請（入学後）

2. 授業料・入学料減免制度（公立高校のみ）

【要件】・高等学校等就学支援金制度の対象外世帯

・保護者等の被災、死亡、長期傷病、失職、離職等により、家計が急変した場合

・保護者等の当該年度の市町村民税（所得割）が非課税の場合

【補助額】公立高校の授業料及び入学金と同額

【申請方法】在学期に申請 ※入学金は原則6月まで

3. 奨学のための給付金制度

【制度概要】教科書代や学芸品代等、授業料以外の教育費負担軽減

【要件】・保護者等が県内に住所を有す

・生活保護受給世帯、市県民税所得割非課税世帯

【給付額】公立or私立により給付額に変動あり（世帯区分、課程(全日制・通信制等)によっても変動あり）

【申請方法】公立：毎年7月以降に在学期に申請 私立：県内高校等の場合は学校へ、県外高校等の場合は県へ申請

4. 私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度

【制度概要】私立高校等の入学金・授業料・施設費等納付金の一部を補助する制度

【要件】・生徒と保護者が県内在住で、埼玉県認可の私立高校等に在学

・世帯年収が約720万円未満の世帯

【補助額】世帯年収により補助額の変動あり ※生活保護世帯及び家計急変世帯は、授業料・施設費等納付金全額補助

国の制度

高等教育修学支援新制度

【制度概要】 真に支援が必要な世帯へ、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給する。

【対象学校】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【対象学生】 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

【採用基準】 <<学力基準>>①又は②のいずれかに該当

①高等学校等における全履修科目の評定平均が3.5以上（5段階評価）

②進学先の大学等における学習意欲を有する。（面談・レポート等の実施）

<<家計基準>>

①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

②申込者・生計維持者（父母）の資産合計が一定額未満

※生計維持者 1名の場合：1,250万円 2名の場合：2,000万円

③世帯収入が基準を満たしていること。

※収入により支給額が異なります。

【申請方法】 在学から配布される必要書類をもとに申請（高校等在学時から手続き開始）

◎参 考 授業料等の減免について

・給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることが可能。

・進学先の学校での手続きが必要。